

お知らせ

～登記識別情報通知書が変わります～

この度、当局管内の登記所において、登記識別情報通知書の登記識別情報が記載されている部分を見えないようにするための方式を、目隠しシールを貼り付ける方式から「折り込み方式」に変更することとしましたので、お知らせします。

この変更に伴い、通知書用紙も変更となります。

※折り込み方式とは、登記識別情報を記載した部分が隠れるよう、A4サイズの下部を折り込んで当該登記識別情報を被覆し、その縁をのり付けする方式です。様式等については、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00206.html）をご覧ください。

変更する登記所	変更する日
不動産登記部門	平成27年5月14日(木)
丸亀支局	平成27年5月13日(水)
観音寺支局	
寒川出張所	

平成27年4月

高松法務局